

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年6月22日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菱田 賀夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	投資業務推進部長 民野 誠
【電話番号】	03-6453-3610
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	S M T E T Fカーボン・エフィシエント日本株
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 25億1,000万円を上限とします。 (2)継続申込額 10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年6月4日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、当初設定額、当初元本の決定並びに設定に伴う所要の記載内容を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>及び<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新・訂正後>に記載している内容は、当該内容にて原届出書が更新されます。

表紙

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額

<訂正前>

(1)当初申込額

当初設定日の前営業日におけるS&P/JPXカーボン・エフィシエント指数の終値（小数点以下は切り上げます。）を1,000万倍した金額相当額を上限とします。

（後略）

<訂正後>

(1)当初申込額

25億1,000万円を上限とします。

（後略）

第一部【証券情報】

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

(前略)

当初元本は、1口当たり当初設定日の前営業日におけるS&P/JPXカーボン・エフィシエント指数（以下「対象株価指数」ということがあります。）の終値に相当する値を円表示した価額を100倍した金額（円単位未満は切り上げるものとします。）とします。

(後略)

<訂正後>

(前略)

当初元本は、1口当たり25,088円とします。

(後略)

(3) 発行（売出）価額の総額

<訂正前>

当初申込期間

当初設定日の前営業日における対象株価指数の終値（小数点以下は切り上げます。）を1,000万倍した金額相当額を上限とします。

(後略)

<訂正後>

当初申込期間

25億1,000万円を上限とします。

(後略)

(4) 発行（売出）価格

<訂正前>

当初申込期間

1口当たり、当初設定日の前営業日における対象株価指数の終値に相当する値を円表示した価額を100倍した金額（円単位未満は切り上げるものとします。）とします。

(後略)

<訂正後>

当初申込期間

1口当たり、25,088円とします。

（後略）

（ 6 ） 申込単位

< 訂正前 >

1ユニット以上1ユニット単位

「ユニット」とは、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象株価指数の動きに連動すると想定する、各銘柄の株式からなるポートフォリオをいいます。委託会社は、取得申込日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用されるユニットの銘柄及び株数を決定し、販売会社に提示します。取得申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

< 訂正後 >

1ユニット以上1ユニット単位

「ユニット」とは、S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数（以下「対象株価指数」ということがあります。）を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象株価指数の動きに連動すると想定する、各銘柄の株式からなるポートフォリオをいいます。委託会社は、取得申込日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用されるユニットの銘柄及び株数を決定し、販売会社に提示します。取得申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

2021年6月22日	当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始（予定）
2021年6月23日	受益権を東京証券取引所に上場（予定）

< 訂正後 >

2021年6月22日	当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
2021年6月23日	受益権を東京証券取引所に上場（予定）

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

< 申込価額 >

< 訂正前 >

当初申込期間：1口当たり当初設定日の前営業日における対象株価指数の終値に相当する値を円表示した価額を100倍した金額（円単位未満は切り上げるものとします。）とします。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

< 訂正後 >

当初申込期間：1口当たり25,088円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。